



- 注8 十三年度1115113
注9 十四年度175など
注10 十四年度075
注11 十三年度145
注12 十四年度096

第二章 手続きを早めるため期限を設けよ

表1 異議申し立てを受け、外務省が諮詢するまでに長期間かかった例

請求文書・テーマ	申し立てから	請求受取から
米基地の環境汚染に関する照会文書	2年1カ月余	約2年4カ月
官邸上納など報償費関係文書5種類	2年1カ月余	約2年4カ月
90～99年在外公館查察報告書	2年1カ月余	2年3カ月余
60年1月安保条約改定の仮調印	2年1カ月余	2年3カ月余
63年4月外相・米大使会談録	2年1カ月余	2年3カ月余
日米合同委員会の仕組み	2年1カ月	2年3カ月余
報償費支出関係文書類	2年余	約2年4カ月
沖縄返還密約	2年余	2年3カ月余
北方支援事業の入札参加企業・結果	2年余	2年3カ月余
ビキニ被爆補償の対米交渉記録	2年	約2年4カ月
北方四島支援委員会設置協定	2年	約2年4カ月
官房機密費疑惑調査委員会書類	2年	2年3カ月余
カナダ政府と非核証明書の関係記録	約2年	約2年4カ月
59年5月外相・米大使会談録1	約2年	2年3カ月余
54年外相・米国務次官補会談録	約2年	2年3カ月余
橋本首相・ゴア米副大統領電話会談録	1年11カ月余	約2年4カ月
金大中拉致事件75年政治決着	1年11カ月余	2年3カ月余
58年9月外相・米国務長官会談録	1年11カ月余	2年3カ月余
69年9月外相・米国務長官会談録	1年11カ月余	2年3カ月余
98～00年度北支援事業報告書	1年11カ月余	2年3カ月余
米軍普天間基地移設に関する文書	約1年10カ月	2年3カ月余
温暖化防止京都会議での連絡記録	約1年9カ月	2年1カ月
金大中拉致事件73年政治決着	約1年9カ月	1年11カ月余
59年5月外相・米大使会談録2	1年7カ月余	約2年4カ月
原爆傷害調査委員会の記録	1年7カ月余	2年3カ月余
米原潜入港の対米交渉記録	1年7カ月余	2年3カ月余
59年6月外相・米大使会談録1	1年7カ月余	2年3カ月余
58年7月外相・米大使会談録	1年7カ月余	2年3カ月余
非核神戸方式の議決に関する文書	2年3カ月余	1年7カ月余
95～97年度北方支援事業報告書	1年7カ月余	約2年
59年6月外相・米大使会談録2	1年6カ月余	1年10カ月余
60年1月安保条約改定の協議記録	1年4カ月余	1年10カ月余
59年4月外相・米大使らの会談録	1年4カ月余	1年7カ月余

政府の文書を原則公開するという立派な法律も、その手続き処理が遅すぎるのでは意味がない。そんな当たり前のことが政府の手でないがしろにされてきた。その報告から始める。

異議申し立てを軒並み放置

まずは、表1を見ていただきたい。

外務省の不開示決定に対し朝日新聞の記者らが異議を申し立てた件について、同省が決定の当否を問うため情報公開審査会に諮詢するまでにかかった月日の長い順に並べた。

最長で一年一ヶ月余。ほかにも二年前後のものが続く。すでに決定、異議申し立てまでに月日がかかっており、公開請求を受け付けてからだと期間はさらに数カ月延びる。諮詢があつて初めて審査会の審議が始まり、その末に答申が出る。仮に不開示決定が誤つていれば、請求後にただちに公開された場合に比べ、時間のロスがいかに大きいか、ご理解いただけるだろう。

同省は後述するように、最初の決定までの期間をはじめ、手続きを進めるスピードの速い省庁の筆頭格である。

処理遅れは、法施行後すぐに表面化した。その後の国会議員の質問やマスコミ報道による批判の高まりで、同省の所管庁の総務省がようやく実態調査に乗り出した。1993年になって、各省庁から処理期間について施行後一年間分の詳細な報告を求め、その結果を同年八月に公表した。併せて、処理のスピードアップを指導した。

その指導に従つて各省庁は、諮詢については、同年三月末の時点で、不服申し立て（異議申し立てはその一つ）を受けてから一年を超えていた二百九十五件すべてを同年七月末までにかけこみ諮詢し、あるいは決定を変更などした。その半数を超える百五十一件が外務省分。一覧表は、その一部である。

何カ月もの未諮詢のケースをいくつも抱えていた省庁は数多いが、一年を超えた未諮詢となると、六省庁に限

られ、外務省分と、金融庁の六十七件、国税庁の五十五件、国土交通省の十二件とで大半を占める。

諮詢の期限、情報公開法に定めなし

なぜ、こんな非常識な遅れが何百とまかり通るのか。

不服申し立てを受けたら、いつまでに質問しなければならないのか、その期限の定めが情報公開法にないのである。

不服申し立ては、別の法律の行政不服審査法に基づく。これを前提に、情報公開法は第一八条で、行政不服審査法により不服申し立てがあれば、決定を取り消すか変更するかしてすべて開示するときなどを除き、審査会に詮問しなければならないと定めている。だが、その期限には一言も触れていない。総務省による逐条解説書『詳解情報公開法』でも、同条の解説で、審査会へ提出が必要な書面を説明するくだりの一文に、以下の通り、わずかに「遅滞なく」と加えているだけだ。

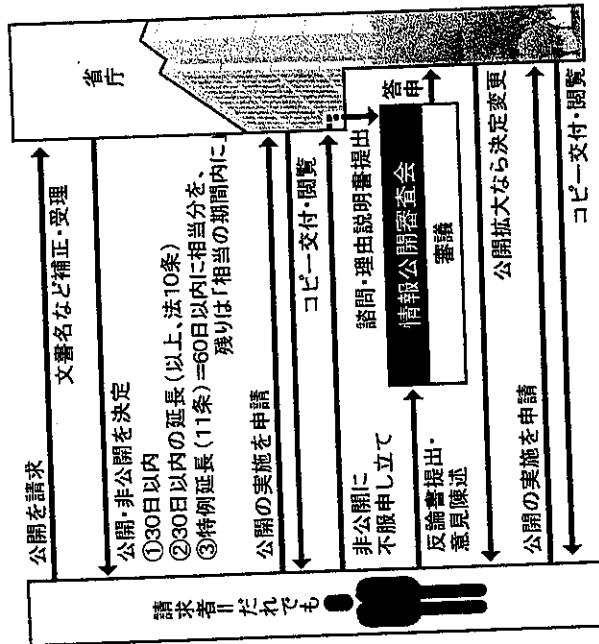
「したがつて、行政機關の長は、行政不服審査法に基づき、必要と認める調査を行つた上で、遅滞なく情報公開審査会に詰問する」ととなる。

これは、行政不服審査法が第一条で「行政の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し（中略）簡易迅速な手続による國民の権利利益の救濟を図る」などと、法の趣旨に手続きの迅速性をうたつてゐるのを受けたもの。行政改革委員会の要綱案にある留意点を解説書はなぞつたにすぎない。

それで、筆に明記されていなければ、諸問題は野放しでもよいのか。

迅速処理は法の精神から当然

図1 公開請求から文書公開までの手続き



情報公開法は法の目的を第一条で以下の通り定めている。

「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」と等により、行政機關の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」

つまり、情報公開制度は「国民主権の理念にのっとり……政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ためのものだといふ。

ここでは、政府の説明責任が大前提となっている。その説明責任とは、国民から説明を求められたら、政府は少なくとも国会答弁のようにただちに答えるというのでなければ、まつとうに果たしたことにならない。同法が政府文書の開示請求権を国民に与え、その請求に原則公開でこたえる義務を政府に課し、後述するように、その処理期限として、たとえば開

示・不開示の決定を三十日以内にしなければならないとの原則を定めているのは、政府が説明責任をなかなか果たしてこなかつた前史を踏まえ、法による強制で最低限の保障をしようとするものである。

だが、これを理解しない役人が少なくない。筆者は、自治体を取材する後輩記者たちからこんな質問を何度も受けた。「幹部職員への取材で、知りたい情報の関係文書を見せてほしいと求めたら、『情報公開条例で請求してください』と言われた。そのつど、『なぜ、すぐに見せられないのか』と押し問答をしなければならない。すぐに説得できるマニュアルはないか」と。読者、国民が知りたい情報を一刻も早く伝えようとするマスコミの要請に、自己の職責ですぐにこたえることを避けようとする役人たち。せつかくの情報公開制度も、そんな便宜に使われては悪法と化す。これでは時代の逆戻りだ。

諮問を先送りしてきた外務省などの官僚たちも、同じ穴のムジナである。官僚たちは不開示とすべきだと判断しても、法に照らし間違っているかもしれないからこそ、審査会を持ち込む仕組みがある。初めから公開する場合は、原則三十日以内に決定しなければならないのだから、不開示に不服が申し立てられれば諮問を急ぐのは、説明責任から当然である。前述のような諮問の流れがまかり通るのなら、本来はただちに公開すべき文書・情報であつても、官僚たちに引き延ばしたい事情があれば、とりあえず不開示を決定し、異議申し立てを長く放置する悪弊がはびこるのは目に見えている。

取り返しがつかない事態も

情報は、月日がたてば鮮度が落ち、価値が失われるものも多い。情報化時代にはなおさらだ。

たとえば、ビキニ環礁水爆実験による第五福竜丸事件について、日米補償交渉の記録を記者が外務省に求めた件。1991年四月の請求に対し、同省は交渉終局の文書二点しか公開しなかつたので、同七月、異議を申し立

てた。諮問は一年後の1992年七月。審査会が説明を求めた結果、外務省は仕事の参考資料をもとに探しただけと判明した。同省は文書ファイル管理簿と原本を調べ直し、同十月、新たに十四点の公開を追加決定。さらに審査会が確認して、関連ファイルからもう一点も見つかり、1994年1月に公開された。

諸問が早ければ、追加決定も早まつただろう。答申は、文書の探索は不適切で、諸問も遅すぎると改善を求める。諸問が早ければ、追加決定も早まつただろう。答申は、文書の探索は不適切で、諸問も遅すぎると改善を求める。朝日新聞は、1994年三月の被災五十周年を目がけ、早くから事件の検証企画を立てていた。三年近くも前の請求に、ギリギリの追加決定は、遅れも度を越している。

まったく取り返しがつかなくなつたケースもある。

その一 計画策定前の異議に、事業が進んでから諮問

この件の答申や掲載記事などによれば、経過と問題点はこうだ。

記者は1991年四月、愛知万博（愛・地球博）で名古屋市の緑島地区がサテライト会場（準会場）に利用されることになつた経緯を調べるために、経済産業省に対し、同万博の資金計画や会場建設費などに関する文書の公開を求めた。同省は不開示としたため、同七月に異議を申し立てた。しかし、同省が諮問したのは一年四カ月余り後の1992年十二月。その際に提出した理由説明書で、同省は決定を一部開示に変更する方針を示したが、実際に開示したのは1993年三月だった。

記者は、審査会へ提出した同省への反論書で以下のように訴えたが、後の祭りだった。

「経産省は、諸問を引き延ばしておきながら、決定の変更を実施することなく諸問した。引き延ばしを重ねる対応は不当、違法である。同省は、一部を開示する理由として、1992年十二月に策定された愛知万博基本計画を受け、緑島地区の活用計画が急速に具体化したことを探げている。しかし、異議申し立ては、計画策定に五カ

月も先立つのであって、同省は計画が策定され、具体化するまで諸問を引き延ばした。最終的に不開示決定が誤っていたとして公開となつても、その間の失われた時間をどう償うのか

答申は、「諸問は遅滞なく行うのが法の趣旨であり、法が予定している本来の対応とは言い難い」と批判した。諸問後二カ月たつてから一部開示したことについても、「不開示部分以外の情報は速やかに開示すべき」との法の趣旨に照らし、また、異議申し立てから相当期間が経過しており、諸問に先立つ部分公開が望ましかつた」と指摘した。

その二 審議中の議事録を請求、答申前に委員会は閉幕

この件も答申や掲載記事などによれば、経過と問題点はこうだ。

記者は〇一年四月、謙早湾特産タイラギの不漁原因を調べていた農林水産省の漁場調査委員会の全議事録などを九州農政局に求めた。不開示とされたため、同七月、上級庁の本省に審査請求。同省は同十月に審査会に詣問した。この時点で、同省は一九九七年度以降の文書を除いては公開してよいと主張を変えたが、委員名と発言内容について各委員の意見を事前に求めるので、農政局の再決定に委ねるとした。公開の是非を決めずに審査会に詣めたため、公開自体が先送りされた。しかも、審査会の審議中の〇一年一月、委員会は終結してしまった。審議途中で内容をチェックする機会は失われた。

答申は、「法の趣旨に照らし、諸間に先立ち相当部分を公開すべきだつた」、「一連の対応には遺憾な点があつた」と農水省の非を指摘した。

諸問題まで一年前後もかかった外務省の件では、記者らは軒並み、審査会にその違法性、不当性を訴えた。省庁

の付記を数々批判する答申が相次いだ。

の対応を厳しく批判する答申が枚挙^{くわく}いた。諸問まで約一年十九ヶ月かかった米軍普天間基地移設に関する文書について、計一件の答申は以下のように指摘した。

「諒問庁（外務大臣）からは〇三年七月末、本件を含む多数の諸問が一時期になされた。その中には、同期に決定がなされ、諸問までの期間も同じ程度の八十件以上の諸問が含まれている。本件の内容をみると、対象文書の量、記載や不開示理由からして、諸問までにそれはと長期間を必要とするとは考えがたい」

筆申は、しかし、違法と断じたわけではない。法に期限が明記されていないから申

決定の大福延長も期限は省庁任せ

他正当な理由があるときは、前項の規定を適用しない。但し、前項の規定を適用する場合は、以下通り、第一條で「期限の特例」を設けている。

さらに、六十日以内で処理し切れない事態を除く場合は、
「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をする」とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの

行政文書については相当の期間内に顯示決定等をすれば成る（後記）
これを適用するときは、請求受理から三十日以内に、適用の理由と、残りの分を決定する期限を請求者に通知
することが同条で義務付けられている。

表2 外務省が法第11条で決定を延期し、「60日以内」の決定もしなかった例

請求文書・テーマ	請求受理から延長期間	実際に要した期間
米原潜入港の対米交渉記録	6ヵ月	6ヵ月
59年5月外相・米大使会談録2	6ヵ月	6ヵ月
非核神戸方式の議決に関する文書	6ヵ月	6ヵ月
58年10月首相らと米大使の会談録	113日	120日
鈴木宗男元議員と欧亜局の面談記録	6ヵ月	6ヵ月余

表3 外務省が法第11条で決定期限を大幅延長しながら守らなかつた例

請求文書・テーマ	請求日から延長期間	期限を超えた日数
60年1月の外相・米大使会談録	6ヵ月	370日
57年の首相・米大使の訪米前会談録	8ヵ月	310日
55年8月の外相・米国務長官会談録	8ヵ月	86日
58年10月首相らと米大使の会談録	6ヵ月	31日
鈴木宗男元議員と欧亜局の面談記録	6ヵ月	25日

この規定は、実際の運用では問題が多い。しばしば規定通りにコトが運んでいないからだ。外務省のケースの一覧表を見ていただきたい。

表2は、六十日以内に何も決定しなかつた件をいくつか並べたものだ。

条文の「相当の部分」とは何か。『詳解 報告公開法』にこうある——「開示請求を受けた行政機関の長が通常六十日以内に開示決定等ができる分量を意味する」。事情はどうあれ、六十日以内に決定をしようとするかどうかは省庁任せなのだ。

表のケースの大半が、「相当の期間」を請求受理から六ヵ月先までとしているが、「相当の期間」とは何か。政府の解説書、『詳解 報告公開法』ではこうだ——「当該残りの行政文書について行政機関が処理するに当たつて必要とされる合理的な期間をいう」。これも、「必要とされる合理的な期間」と判断するのは省庁だということになる。

そのうえに、省庁が自ら設定した期限をも守らないケースが少くない。表3はその一部をまとめたものだ。

そもそも、「期限の特例」の適用を必要とするのは、どんな事態か。『詳解 報告公開法』は以下に解説する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日数等の状況をも考慮した上で判断される

このように、対象文書から直接に生じる事情のほか、「事務体制」や「その他事務の繁忙」まで判断の要素に加えたのでは、裁量の幅は際限なく広がる。総務省によれば、行政改革委員会の「要綱案の考え方」で、決定に要する期間を左右する要素の例示に「事務の繁忙の状況」が含まれており、想定できるその具体例をマニュアルに列挙したのだという。こんなに野放図な規定、解釈だから、運用の「脱法」は他省庁にも及んでいる。

前出の一〇〇三年三月末時点の総務省調査によるところ、法施行から一年間に受理した請求のうち、六十日以内に決定をしなかつたのは計千百七十四件。その大半を外務省の千四十四件が占め、ほかに国土交通省八十九件、法務省十六件、警察庁十一件と続く。また、自ら延長した決定期限を守らなかつたのは四省庁の計五百七十四件で、金融庁の四百一件と外務省の百六十九件がそのほとんどを占める。このうち、期限を過ぎた日数は、二ヵ月を超えたものが二百四十一件、一ヵ月以上三ヵ月以内が一百七十二件。

金融庁分は請求文書がすべて金融再生委員会の議事録・配布資料などで、期限を過ぎた理由を同庁は「予測し得なかつた事務の繁忙が生じた」などと総務省に説明するだけだ。

諮問遅れは改善されたが、根本解決に至らずさて、さまざまの手続きの処理遅れは、総務省の指導や省庁の自主努力によってどの程度、改善されただろうか。

表4 諸問済み事業の不服申し立てから調査した年度末までの期間

	2003年度内の件数 (%)	02年度末までの件数 (%)
3ヶ月以内	357 (27.5)	661 (45.6)
6ヶ月以内	339 (26.1)	320 (22.1)
9ヶ月以内	93 (7.2)	214 (14.7)
1年以内	92 (7.1)	129 (8.9)
1年を超える	416 (32.1)	126 (8.7)
計	1,297	1,450

表5 未諸問の事業の不服申し立てから調査した年度末までの期間

	2004年度末の件数 (%)	03年度末の件数 (%)
3ヶ月以内	182 (54.3)	123 (19.4)
6ヶ月以内	49 (14.6)	101 (15.3)
9ヶ月以内	41 (12.3)	93 (14.1)
1年以内	54 (16.1)	42 (6.4)
1年を超える	9 (2.7)	295 (44.8)
計	335	659

まず、諸問について。

前出の総務省報告では、11003年3月末の時点での不服申し立てから一年を超えていた二百九十五件については、どの省庁も同年7月末までに諸問するか、決定を変更するなどで処理済みといふ。

調査時の外務省の鈴木亮太郎・情報公開室長はいつた。「答申で指摘された通り、不適切だったのは明らか。原因としては、最初の決定時に十分な検討がされなかつたため対応に手間取つたケースもある。大きいのは、担当職員らには審査会に対してすらも、決定の当否チェックのために文書をじかに見る『インカメラ審理』をされることに強い抵抗感があつたこと。結果的に先に延ばしてしまつた。年月がたつて、抵抗感は薄れてきている」

総務省はさらに〇四年三月末にも改善状況を継続調査した。その調査結果によると、〇三年度に起こされた不服申し立ては政府全体で千百五十八件、〇一年度または〇二年度に起つては〇二年度末で未諸問のまま積み残されたものが六百六十五件。これら計千八百二十三件のうち、開示への決定委嘱や取り下げを除く千六百三十一件についてみると、〇四年三月末で諸問済みは千一百九十七件、未諸問は三百三十五件だつた。これらを申し立てから諸問までの期間でみると、表4と表5の通りである（未諸問分は〇四年三月末までの期間）。

つまり、諸問済み分では、申し立てから一年を超えたものが四百十六件と全体の三分の一近くを占め、前年度の百二十六件、八・七%を大きく上回つた。これは、総務省の指導で駆け込み諸問が集中した結果である。だが、重複が偏つたせいだろう、逆に、一年以内の諸問は、たとえば三ヶ月以内が計三百五十七件、二七・五%と前年度分の六百六十一件、四五・六%から大きく落ち込むなど、軒並み減つてゐる。

未諸問分では、申し立てから年度末までの期間が一年を超えたものが九件、二・七%と前年度の二百九十五件、四四・八%から飛躍的に減つたのははじめ、全体でさうと半減した。また、三ヶ月以内のものが計百八十二件、五四・三%と、前年度の百二十六件、一九・四%より大幅にふえ、全体に平均化した印象だ。改善の傾向はみられる。

では、なかでも運が目立つていた外務省の関係はどうか。

〇一、〇二年度中の不服申し立ての積み残し分は政府全体の四分の一を超える百八十件あつたが、このうち、〇四年三月末でも未諸問だつたものはゼロとなつた。世間の風当たりと総務省の指導が効いた。諸問済み百六十一件を諸問までの期間でみると、一年を超えた百四十二件と、六ヶ月を超えて一年未満の十七件とで大半を占めた。

だが、〇三年度中の不服申し立てについてみると、そのうち、年度末で未諸問が四十二件と相変わらず過半数を占め、申し立てから三ヶ月を超えたものが計十件、うち九ヶ月を超えて一年以内が四件あつた。総務省の指導と外務省の自主努力で一定の改善はみられたが、問題は根本的に解決されたとまでは言えない。

「不服」から最終決定まで一年超は四割

不服申し立ての処理に月日がかかりすぎること

表 6 不服申し立てから裁決・決定までの期間

	裁決・決定件数	3カ月以内	6カ月以内	9カ月以内	1年以内	1年を超える
2003年度	1,027	39	271	142	108	467
2002年度	686	36	92	81	203	274
2001年度	180	30	64	81	5	-
計	1,893	105	427	304	316	741
(%)		(5.5)	(22.6)	(16.1)	(16.7)	(39.1)

は、申し立てから裁決・決定までに要した期間についての上記の調査結果でも浮き彫りになつた(表6)。六ヶ月を超えたものが全体の七一%にのぼり、そのうち、一年を超えたものは四割に近い。不開示決定が明白な違法、不当であつた場合、これは開示の引き延ばし以外のなにものでもない。

その要因としては諸問の遅れがもつとも大きいが、情報公開審査会の答申を受けたあと最終決定までに日数がかかつているケースもある。検討会への総務省の報告^{注1}のなかには、答申から最終決定までに一年以上のものもある。厚生労働省の「委託研究に関する資料」では約一年一ヶ月かかつた。同省は「答申後に第三者への連絡、意見確認に日数を要した」と解明しているが、第三者への意見照会は最初の決定までに、あるいは、遅くとも諸問までにすませるべきものだ。

こんな法外な遅れや言い訳がまかり通つては、まともな情報公開法とはとても言えない。

一方、総務省は、開示・不開示の決定までの期限を各官庁がどれだけ守つているかについても継続調査した。全体に改善はみられたが、期限を守らない決定は外務省を中心になお多い。

期限を守らぬ決定、なお多數

二〇〇三年度の新たな開示請求に対し、情報公開法第一〇条一項で三十日以内と義務づけられている開示等決定の期限を同一項によってさらに三十日以内まで

延ばす手続きを探つたものは、六千九百三十二件あつた。このうち、最大で六十日以内のその延長期限までに決済する手続きを探つたものは、六千九百三十二件あつた。このうち、最大で六十日以内のその延長期限までに決定しなかつたものが六十件あつた。〇一、〇二年度はそれぞれ五十五件、七十件だから大差はなく、改善はみられない。

守らなかつたのは、外務省の三十六件と法務省の二十四件。うち、期限を二ヶ月超えたものが法務省の十件、外務省の一件。

一方、〇三年度の新たな開示請求に対し、「開示決定等の期限の特例」を定めた同法第一一条の規定を適用したものは八百二十件、〇一、〇二年度に同規定を適用し請求者に通知した期限が〇二年四月一日以降となつたものが八百十五件、両方を合わせて一千六百三十五件あつた。このうち、六十日以内にすべき「相当の部分」についての決定がなされなかつたものが七百三十一件。その大半の七百七十七件が外務省分だつた。

ただ、年度ごとの受け付け事案について「相当の部分」の決定がされなかつた件数をみると、〇二年度の三千六六十三件、〇一、〇二年度の八百十一件に対し、〇三年度は一千五百六十六件とやや減つた。

また、通知した期限までに決定されていないものが一千四十六件あつたが、その大半も外務省分の一千三百三十九件。その期限を過ぎた日数は、二ヶ月を超えたのが百十三件、一ヶ月を超えて二ヶ月以内が五十六件など。ただ、全体のうち一百二十八件は〇一、〇二年度分の積み残し分で、〇三年度分は十八件と急減した。

このように、一面では一定の改善がみられるものの、根本的な解決には至つていないとさへべきである。

注1 朝日新聞、二〇〇一年五月一日夕刊

注2 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/> の二〇〇三年八月一日報道資料

注3 答申番号・平成十五年度(行情) 670

- 注4 十五年度（行債）140
- 注5 朝日新聞、11003年6月22日付名古屋本社夕刊、「国審査会、経産省を批判 情報不開示諮問まで一年四ヶ月」
- 注6 十三年度131
- 注7 朝日新聞、11003年2月6日付調査、「審議非公開、法も無力 墓水省の諫早湾漁場調査委（検証）」
- 注8 十五年度（行債）477、478
- 注9 前出『情報公開法制—行政改革委員会の意見』三六ページ
- 注10 「平成十五年度における行政機関情報公開法の施行の状況について」。総務省ホームページの「情報公開」に掲載
- 注11 第七回検討会の配布資料9「答申の履行についての検討資料」。裁決・決定が答申のあと長引いた十六事例を掲載。総務省ホームページ

第二章 行政側判断の特別扱い規定は残すべきか

恵さんに、そして、事務局の煩雑な作業やデータの整理を長く手伝ってくれた武田一夫さんにもあらためて謝意を表したい。

一〇〇五年八月

中島 昭夫

中島昭夫（なかしま あきお）
1944年生まれ。69年朝日新聞社に入社。大阪社会部員、同学芸部、科学部、企画報道室の各デスク、東京社会部員、総合研究本部主任研究員を経て、04年定年退職。
この間88年に自治体情報公開条例・要綱の運用実態を全国で初めて調査、97年に日本連の米国・情報自由法調査團に参加、01年に情報公開法の施行で発足した記者らによる同法活用プロジェクトの事務局スタッフ。
現在、桜美林大学講師（文教表現法）。

著書に「使い倒そう情報公開法——FOIA（米国情報自由法）もこうして使える」（日本評論社）、「分権型社会を創る8 市民の世紀へ」（ぎょうせい、共著・編集協力）、『それゆけ！情報公開』（せせらぎ出版、共著）。ほかに、ジャーリスト専刊『ネットワーク社会と法』（88年）に自治体条例などの調査報告、雑誌「世界」に「指導要録の全面開示は進むか」（92年）、「新聞研究」に「情報公開制度は取材の手段になるか」（94年）、同「検証・取材ツールとしての情報公開制度——原点に戻り抜本改正を」（04年）などを執筆。

これでいいのか情報公開法——電が間に風穴は開いたか——

2005年9月26日 初版第1刷発行

著者——中島昭夫
発行者——平田勝
発行——花伝社
発売——共栄書房
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川合ビル
電話 03-3263-3813
FAX 03-3239-8272
E-mail kadensha@muf.biglobe.ne.jp
URL http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~kadensha
振替——00140-6-59661
装幀——澤井洋紀
印刷・製本——モリモト印刷株式会社
©2005 中島昭夫、朝日新聞社
ISBN4-7634-0449-0 C0032